

令和 4 年度

公立大学法人高崎経済大学年度計画



令和 4 年 4 月

令和4年度 公立大学法人高崎経済大学年度計画

目次

- 1 教育研究等の質の向上
- 2 学生支援
- 3 地域・社会貢献及び国際化
- 4 業務運営の改善及び効率化
- 5 財務内容の改善
- 6 自己点検及び自己評価並びに情報の提供
- 7 その他業務運営
- 8 予算、収支計画及び資金計画
- 9 短期借入金の限度額
- 10 不要財産の処分
- 11 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- 12 剰余金の使途
- 13 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 学生の育成

ア 「学位授与方針」の改正を行い、「学位授与方針」と教育課程とのつながりに
ついて学生に明示すること等により、「学位授与方針」に基づく適正な学位授与
を行う。

(経済学部)

- ・新たなカリキュラムマップ及びカリキュラムツリーを学生に周知するとともに、
「学位授与方針」の見直しを行う。

(研究科)

- ・「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「学位論文審
査基準」を記載した履修要綱を年度当初のガイダンスで配付し、それらに基づ
き学位授与を行うことを学生に周知する。
- ・適正な学位授与を行うため、「学位論文審査基準」を学生に周知し、その基準に
基づき論文作成指導を行う。

イ 開講科目の履修系統を明確化し、学生が「教育課程編成方針」に即した履修
計画を組むことを容易にする方策を講じる。

(経済学部)

- ・新たなカリキュラムマップ及びカリキュラムツリーに基づき、「履修モデル」を
作成し、学生に掲示する。

(地域政策学部)

- ・履修系統が明確となるようカリキュラムの見直しを行うとともに、令和5年度
からの見直し後のカリキュラムの運用開始に向けた準備を進める。

ウ 「学習成果評価方針（アセスメント・ポリシー）」を策定し、学生育成目標等
の達成度を測る。

(地域政策学部)

- ・学内に発足したDX・IR検討プロジェクトチームと学部間で連携を図り、ア
セスメント・ポリシーに基づく評価を試行的に実施し、ディプロマ・ポリシー
等の点検方法を検討する。

《特別講義の実施》

- ・持続可能な国際社会を構築し、実践する高い志を持つ人材を育成するために、
日本を代表するオピニオンリーダーを外部講師として招くとともに、自ら考え

発信するグループ別のワークショップを組み合わせた特別講義を実施する。

② 入学者受入

ア 大学、学部の目的等に沿った人材を獲得するため、現行の入試方法を点検し、多面的、総合的に志願者の能力を測るための入試方法を改善する。

- ・一般選抜実施結果をもとに、年度経過を観察しながら引き続き制度変更の効果を検証する。
- ・学校推薦型選抜における募集・選抜方法について点検する。
- ・2022年度から導入される「高等学校新学習指導要領」及び教科書の改訂内容を反映した、2025年度（2024年度実施）以降の入学者選抜を公表する。

イ 本学を志す受験生及び関係者に対して積極的に情報を提供するため、大学訪問の受入れ、高校訪問の実施など、全学一丸となった戦略的な広報活動を行う。

- ・社会情勢等を考慮しつつ、訪問・来学・遠隔など、最も効果的な方法を選択して大学訪問や高校訪問を実施する。

ウ 特別入試の合格者を対象に入学前教育の改善を図り、入学時までの学力の向上、本学での学びへのモチベーションを高めることを目指す。

- ・新入生に対する入学前教育を実施し、入学後の効果検証を行う。

③ 全学的な教学マネジメントの確立

ア 経済学部国際学科を開設し、専門科目の授業の一部を英語により実施するほか、国際経済・国際経営関連科目を充実させるなど、グローバル時代に対応した人材を育成する。

- ・国際学科に決定した学生を、海外語学研修・海外フィールドワーク等に派遣する。海外派遣に制限がかかる場合には、代替プログラム等を実施する。
- ・国際学科専門科目、特に第2群科目を充実させるようカリキュラムの見直しを行う。

イ 地域政策学部は、日本の地域政策における教育研究のフロンティアとして、政策法務、地域づくりなど地域自立に関連する科目を拡充強化し、各学科のあり方を見直し、地域貢献ができる人材の育成機能を強化する。

- ・履修系統が明確となるようカリキュラムの見直しを行うとともに、令和5年度からの見直し後のカリキュラムの運用開始に向けた準備を進める。

ウ 高崎経済大学生共通の基礎的能力の基盤となる英語や日本語運用能力などの科目を全学共通化するとともに、その教育を推進する体制を整備する。

- ・基礎的能力の基盤となる教育を推進するため、基礎教育センターの体制・運営方法を必要に応じて見直しを行う。
- ・全学共通科目及び初年次教育の実施状況及び実施体制を確認し、必要に応じて見直しを行う。
- ・地域政策学部の「初年次ゼミ」の実施結果を検証し、教育内容の更なる充実を図る。

エ 能動的学修（アクティブ・ラーニング）の拡充強化や、学生が学修成果を可視化できる仕組みを構築するなど、学生を積極的な学びへと導くための方策を講じる。

（経済学部）

- ・遠隔授業で利用したツール及び培ったノウハウ等の活用により、学生を主体的・能動的な学びへと導くための方策を検討する。

（地域政策学部）

- ・定義したアクティブ・ラーニングの実施状況を調査し、実施状況の調査結果などから改善を図る。
- ・学内に発足したDX・IR検討プロジェクトチームと学部間で連携を図り、学生が学修成果を可視化できる仕組みの開発に向けた検討を進める。

④ 教育の改善

ア 授業評価アンケート、ピアレビュー及び学生、卒業生に対する調査の継続など、多面的な評価を実施し、その結果を基にFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を行う。

- ・各種アンケート結果の検証を継続的に行う。
- ・卒業生アンケート調査の内容や方法を見直した上で、同アンケートを実施し、修学・学生支援の改善などに活用できるよう調査結果を教職員で共有する。
- ・ピアレビューを促進する。

⑤ 社会貢献できる人材育成

ア まちなか教育活動センターが運営する「cafe あすなろ」での活動の拡充を図るとともにこれを通じて、座学にとどまらず実社会において社会貢献活動を体験することにより、有為な人材を育成する。

- ・学生の取組状況を把握するため、月2回店舗にて行われる店舗会議に職員が出

席する。

- ・教育効果を測定するための卒業生アンケートの方法や内容について検討し、実施する。

イ 高崎経済大学生により組織された社会貢献活動団体に対して、認証を行うことにより、社会貢献活動の円滑な実施や社会貢献活動団体組織の適正な運営に資するための積極的な支援を行う。

- ・社会貢献活動団体に認証された団体の活動を支援するとともに、学生ボランティア活動支援室が実施している学生団体との情報交換会等を通じて、未認証の社会貢献活動団体の実態・活動内容に関する情報を収集する。
- ・学生ボランティア活動支援室において、これまでどおりボランティア活動を希望する学生とボランティア要請団体とのマッチングと活動支援を行っていくとともに、市内の他大学との連携も図り、ボランティア活動を希望する学生に多くのボランティア機会を提供する。

(2) 研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 研究水準の向上

ア 個人研究費及び学内競争的資金の有効活用を図り、大学としての重点研究を推進する。

- ・科学研究費助成事業の新規採択者数や採択率の向上を指標とし、研究奨励費等の学内研究費が有効に活用されているかを確認する。

イ 先進的・実証的な研究や基礎的・理論的な研究等により、現代社会の複雑化・多様化する諸問題の解決に取り組む。

- ・科学研究費補助金等の外部資金で行った研究について、ホームページ等で積極的に情報発信を行う。
- ・先進的・実証的な研究や基礎的・理論的な研究等を推進するため、引き続き申請書レビュー等を活用し、外部資金の獲得等を支援する。

ウ 公立大学の特性を踏まえ、地域産業・地域経済・地域社会に貢献できる実践的研究を推進する。

- ・高崎市及び高崎商工会議所と連携し、高崎市の製造業や中心市街地についての研究を推進する。

エ 地域と世界を結びつける幅広い視野をもつ研究を行い、海外提携校との学術交流や海外の研究者との共同研究を実施する。

- ・新型コロナウイルス感染症の状況に留意したうえで、海外提携校等への研究者派遣の検討やオンラインでの海外との学術交流等を実施する。

② 研究の実施体制

ア 教員が研究支援に求める多様なニーズを日常的に把握し、より研究しやすい環境を整備する。

- ・教員からの研究上の要望を日常的に把握するとともに、他大学の先進事例調査などを踏まえてより研究しやすい環境を整備する。

イ 海外提携校との学術交流を推進するとともに、海外の研究者との共同研究や連携による国際展開の可能性を検討し、海外とのネットワーク形成を促進する。

- ・海外提携校等への研究者派遣の検討やオンラインでの海外との学術交流等を実施し、海外とのネットワーク形成を促進する。

ウ 地域科学研究所のプロジェクト研究費を拡充し、地域社会の課題解決を念頭に学内外の研究者とともに先進的な研究プロジェクトを実施する。

- ・地域社会の課題解決に向け、高崎市及び高崎商工会議所と連携して行っている高崎市の製造業及び中心市街地の研究プロジェクトに対して研究費を拡充する。

③ 地域科学研究所の研究成果の公表、発信及び評価並びに利活用

ア 研究プロジェクトの成果を毎年度刊行・公表するとともに、学外者を招いた研究会を実施し、その評価を行う。

- ・研究プロジェクトの成果を公表するとともに、論文検討会を開催し評価を行う。

イ 情報発信のため、研究内容について紀要「産業研究」を毎年度2回、研究所の活動について「ニューズレター」を毎年度3回発刊する。

- ・紀要「産業研究」及び「ニューズレター」を発刊し、所員の研究成果を広く発信する。

④ その他の研究成果の公表、発信及び評価並びに利活用

ア 教員の研究成果の所属学会などにおける積極的な発信をはじめ、学内の研究成果を国内外に広く発信する。

- ・ホームページ等で、教員の研究成果を国内外に情報発信するとともに、教員に対しては研究成果の積極的な公表を促す。

2 学生支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 学修支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 学位授与方針に定める能力獲得に向けた計画的履修を可能とするように、ガイダンスの内容を充実させるとともに、学部学年別にガイダンスを実施する。

(経済学部)

- ・学年別でのガイダンスを実施し、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーに基づき作成した履修モデルを周知すること等により、計画的履修を促す。

(地域政策学部)

- ・履修系統が明確となるよう、カリキュラムの見直しを行うとともに、ガイダンスの内容を充実させ、学部学年別にガイダンスを実施する。

(研究科)

- ・年度当初のガイダンスにおいて、大学院修了までの流れが把握できるように、口頭試問までのスケジュールを明確に示すとともに、地域政策研究科ではコース制の説明を行い、計画的履修を促す。

イ 外国人留学生、社会人学生、障害のある学生を含む全ての学生に対する学修相談体制を整備し、学修しやすい環境を整備する。

- ・障害学生等の修学を支援すると同時に、支援内容・方法を評価し、支援の充実を図る。
- ・留学生懇談会を開催し、学生が相談しやすい体制を維持する。

ウ ラーニングコモンズなど、授業時間外に学生が自由に利用できる設備を整備する。

- ・校内無線LANが利用できる範囲の拡充および安定的なネット接続環境を整備し、学生のネット学習環境を向上させる。
- ・「アクティブ・ラボ」の周知を行い、学生の利用を促進するとともに、学生の自学自習をサポートする場所としての機能を充実させる。

エ 在学中にもかかわらず履修登録をしない学生への対応策を講じるとともに、休学・退学につながる気がかりな学生を早期に発見できる仕組みを構築する。

- ・気がかりな学生に関するアンケートを継続的に実施し、フローチャートに基づき対応する。
- ・気がかりな学生発見後の支援体制を充実させる。
- ・教職員間での情報共有体制を構築・強化する。

オ 「知識習得」と「思考能力の獲得」のために、個人学習と共同学習の場を備えた図書館の整備を進めるとともに、学生が情報活用能力を習得できる専門研修の機会を拡充する。

- ・ 学生が情報活用能力を習得できる機会を拡充するため、セミナー等の開催方法について、学生がいつでも閲覧できるようにオンデマンド方式を取り入れて実施する。

(2) 学生生活支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 生活支援

ア 臨床心理士を中心としたカウンセリング体制の拡充を図る。また、教員による相談体制のあり方や周知方法について検討し、機能の改善、充実化を図る。

- ・ 多様化する学生の悩みや不安に対応できるよう、相談しやすい環境づくりを強化する。

イ 部活動やサークル活動について、学生が自主的かつ積極的に活動できるような支援体制を整備する。また、課外活動やボランティア活動についても同様に支援体制を整備する。

- ・ 奨学奨励費などの制度について、学生に広く周知する。また、奨学奨励費の支給基準について、必要に応じて評価見直しを行う。
- ・ 学生ボランティア活動支援室において、ボランティア活動を希望する学生とボランティア要請団体とのマッチングを行っていくとともに、ボランティア活動の未経験者や経験の浅い学生を対象とした研修を開催し、ボランティア初心者の活動を支援する。

ウ 学生生活実態アンケート調査や卒業生アンケート調査について、内容を見直しながら継続的に実施し、その結果を踏まえ、学生が充実したキャンパスライフを過ごせるよう環境を整備する。また、アンケート調査以外の方法で「学生の声」を収集する。

- ・ 卒業生アンケート調査の内容や方法を見直した上で、同アンケートを実施するとともに、調査結果を教職員で共有し環境改善につなげる。
- ・ 学生団体の代表が集う六者会議を活用し、意見・要望等を「学生の声」として収集する。

エ ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが発生した場合に、学生が躊躇なく相談できるよう環境を整備する。

- ・相談窓口の周知や相談環境の点検により、ハラスメントの相談がしやすい環境を整備する。

オ 学生の健康維持・促進のため、健康診断の受診率向上を図る。また、学生が健康に関する正しい知識を持つよう、校医と連携しながら啓発活動を実施する。

- ・健康診断予約システムの効果を検証し、学生が利用しやすい環境を整備することで、健康診断の受診率を85%まで高める。
- ・必要な保健指導を実施し、学生の健康への関心を高めるとともに、健康な大学生活が送れるようにする。

② 経済的支援

ア 授業料減免を必要とする学生に幅広く制度が適用されるよう制度全体の体系的見直しを行う。

- ・高等教育の修学支援新制度について、学生に対して情報提供を行うとともに、対象学生に対して申請手続きの指導を行う。

イ 後援会、同窓会の奨学金に関しても、適切かつ広範に制度が適用されるよう選考基準などについて協議し、改善を図る。

- ・修学継続支援のため、後援会及び同窓会奨学金制度を立ち上げ、経済的に厳しい状況にある学生の支援を行う。

(3) キャリア支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア キャリア支援指針（キャリア形成年次ピラミッド）に基づき、学生が4年間を通じて体系的にキャリア形成できるよう支援を行う。

- ・「キャリア支援指針」に基づいた効果的な事業を展開するとともに、学生に対し年度当初の各学年別ガイダンス等で指針を提示・説明し、かつ、各学年で参加すべきセミナーを明示する。
- ・「キャリア支援指針」の再点検に向けて社会情勢を注視しながら情報収集を行う。

イ 進路決定届等を通じたアンケートを行い、キャリア支援体制に対する満足度やニーズを把握・検証するとともに、学生に対し最新の就職活動の動向を踏まえた、より効果的な支援を行う。

- ・年度当初ガイダンスでのアンケート結果や事業ごとのアンケート結果、学生の参加状況などから、キャリア支援センター運営会議等で支援事業の効果を検証し、より効果的な事業を提供する。

ウ インターンシップ活動について、就業体験の意義を教示するガイダンスの開催や有用な情報提供などを積極的に行い、職業の適性見極めのための環境を整備する。

- ・企業を招いた学内でのインターンシップ説明会の機会を拡充し、学生にインターンシップ情報を積極的に発信する。

エ 企業に対する本学のPR強化を図るため、採用側へのアピール手法を研究し、本学学生の魅力を発信できる広報誌を作成する。広報誌は各地域での情報交換会参加企業や来学した企業等に配布するなど、多様な機会を利用して提供する。

- ・広報誌の更なる配布機会を発掘するとともに、広報誌の発行に合わせ、データをホームページに掲載し、企業への積極的なアピールを図る。

オ 同窓会との連携により、全国各地で活躍する卒業生から在学学生支援の協力を得て、学内外で就職相談会や模擬面接会を実施するなど、実践的なキャリア支援を拡充する。

- ・同窓会本部の協力を得て、同窓会支部総会の場などで全国各支部からの在学学生支援に対する協力を依頼することにより、同窓生の協力体制を拡充する。コロナ禍にあっては、各支部での就職相談会のオンラインでの開催も促す。

(4) 学生団体の支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 大学公認団体に対する支援の充実を図る。また、各団体が相互の連携を深めるとともに、大学の各種行事へ積極的に参加するよう、施策を講じる。

- ・学生クラブ補助金について、適切な運営を支援する。また、学生団体の代表が集う六者会議を通じ、大学の各種行事への参加協力の依頼等を行うとともに、各公認団体の要望を把握し、必要に応じて関係部署と情報を共有する。

イ 大学公認団体の顧問や監督、学外指導者の実態を把握のうえ、学外指導者との明確な関係を構築し、連携を強化する。

- ・各公認団体の顧問・学外技術指導者の実態を調査するほか、必要に応じて情報交換を行い、良好な関係を構築する。

ウ 学生が任意に設立した団体の実態や活動を把握し適切な指導や円滑な情報伝達ができる体制を構築する。

- ・任意団体の実態や活動を把握するため、公認団体が主催するイベント等での情報収集や合宿届提出時の聞き取り調査を行い、活動内容等の情報を収集する。

3 地域・社会貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 高崎市をはじめとした、地域社会への貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 地域社会への貢献、市民への知の還元

ア 教職員・学生が、高崎市、地域団体、NPO等と連携して行うまちづくり活動を支援する。

- ・教員や学生が行った地域・社会貢献活動を白書として取りまとめて公表するとともに、活動実績のデータ化に向けた情報収集を行う。
- ・学生ボランティア活動支援室の支援体制強化のため、学生ボランティア活動支援室の目的・組織・業務等の見直しを図る。

イ 市民の意見・要望等を幅広く取り入れた魅力的な公開講座等を開催し、生涯学習の拠点として高崎市民の学習機会を広く提供する。

- ・公開講座の参加者アンケートを実施し、オンラインと組み合わせた実施のあり方について、参加者の意見・要望等を幅広く取り入れる。

ウ 市民を対象とした地元学講座やエクスカージョンの実施等、高崎市をはじめ県内各地の歴史、現状、課題等を学習する場を提供し、市民と共に高崎地元学を創造する。

- ・地元学講座やエクスカージョンの参加者アンケートを総括し、市民のニーズを取り入れた魅力的な課題を取り上げる。

② 地方公共団体との連携、産学官連携

ア 大学の研究支援事業として、教職員・学生が高崎市の中長期的課題を解決するための研究を推進する。

- ・教員の研究課題と高崎市の地域課題とのマッチングやリソースの紹介・調査活動の支援を行い、地域課題研究等推進費の有効活用を図る。

イ 地方公共団体、商工会議所及び企業等との連携により、経済・産業振興に関するニーズを把握し、受託研究、共同研究等に積極的に取り組む。

- ・高崎市及び高崎商工会議所と連携し、高崎市の製造業や中心市街地についての研究を推進する。

③ 社会人教育の充実

ア 社会人に求められる政策立案能力の養成、企業人が求めるリフレッシュ教育等のニーズに応えるため、大学院への挑戦を広く地方自治体、経済団体、企業等に呼びかけ、大学院の認知度を高める。

- ・在学生との意見交換会や大学院修了予定者を対象とした「修了者アンケート」を実施し、その結果を分析し大学院改革につなげる。
- ・遠隔授業の活用など、履修者のニーズに応えられるような柔軟な授業形態・時間割を検討する。
- ・大学院進学希望者への相談機会を維持するとともに、多様な形での情報提供を実施する。

(2) 国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 国外提携校との連携等

ア 海外留学及び学術交流のための国際的な大学間連携を積極的に推進し、現在8校の提携大学を20校以上とすることを目標とする。

- ・新たな交流協定を締結し、提携校数を21校とするとともに、次の提携候補校の情報を収集する。
- ・受入れ交換留学生向けの教育プログラムの開発・検討を行い、試行する。

イ 受入交換留学生のための住居等の生活環境及び全ての留学生のための各種相談対応等の充実等支援体制を整備する。

- ・「交換留学生向けアンケート」や「留学生懇談会」を通じて課題・要望を把握するほか、新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて十分な感染症対策を講じた上で学生間の支援の仕組みである「チューター制度」や「バディ制度」による相談対応を充実させる。

ウ 海外提携校との研究交流や国際的な研究を推進するために、国外の大学との学術交流に取り組む教員を対象とした支援制度や国外の研究者の受入れ等、交流体制を創設する。また、論集の英文化等により、学内の研究情報を広く海外に発信する。

- ・オンライン化の進展に伴う国際的な学術交流の変化の実態を把握し、支援の実施方法について検討する。

② グローバル人材育成

ア 学生の短期語学留学、海外フィールドワーク（専任教員企画）等の年間海外派遣数を、収容定員の10%とすることを目標とする。

- ・新型コロナウイルス感染症の流行状況を含む海外安全情報を注視し、状況が改善した際には速やかに学生を派遣できるよう、必要に応じて学生に情報発信を行う。また、海外留学が再開できる場合には事前説明会などを行い、派遣者数の増加につなげる。

イ 国際的なコミュニケーション能力を高めるため、イングリッシュ・カフェの充実など、英語に日常的に触れられる機会を拡充する。

- ・学生のイングリッシュ・カフェへの参加を促すため、積極的な広報により学生への周知を推進するとともに、集合式やプライベートレッスンといった学生のニーズに合わせた形態で実施する。
- ・アンケートを用いた効果の検証を行い、今後の施策について検討する。

ウ 受入交換留学生や外国人留学生と日本人学生との連携、協力、交流を促進する。

- ・コロナ後の交流のあり方を念頭において、留学生歓迎会やサービスプログラムなどの行事の運営方法を検討するとともに、感染症拡大の状況に留意しつつ交流促進を図る。

(3) 高大連携に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 高崎市教育委員会との連携協定に基づく高崎市立高崎経済大学附属高校との高大連携を推進する。また、本学学生と附属高校生が連携事業を通じて汎用的技能（論理的思考力、問題解決力、コミュニケーション能力等）を習得できるための支援を行う。

- ・高崎市立高崎経済大学附属高校の「TSUBASAプロジェクト」（高崎市と世界をつなぎ、地域に貢献できる人材育成）に基づき、高大コラボゼミ等の事業実施の支援を行うとともに、プロジェクトの継続・発展に向けた企画への助言等の支援を行う。

イ 県内外高校からの出前授業依頼を積極的に受け入れ、高校生が大学教育に触れる機会を創出するとともに、本学教員と高校教員が意見交換を行うなど、高校への情報発信の場の拡充を図る。

- ・多くの高校に出前授業の機会を提供するため、遠隔での授業を取り入れるなど、

様々な方法を用いて効果的に実施する。

ウ 進学説明会やオープンキャンパス等で、高校生やその保護者と本学の教員及び学生との交流を図るための機会を拡充する。

- ・キャンパスの雰囲気や教員及び学生と直接交流することができる来場型と、地理的・時間的な制限なく情報を得ることができるWebオンデマンド配信型を効果的に併用できるようなあり方を検討し、オープンキャンパスを実施する。

4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果を活用し、業務運営の改善を行う。

- ・認証評価結果を総括し、次期中期計画の策定につなげる。
- ・一般財団法人大学教育質保証・評価センターによる次期認証評価を受審する。

イ 本学におけるガバナンス体制の総点検結果を踏まえ、主体的・自律的に内部規則等を含めたガバナンス体制の点検・見直しを定期的に行う。

- ・理事長及び学長が個々または協力してリーダーシップを発揮できるよう、ガバナンス体制の点検を行う。

ウ 教育研究や社会貢献の状況、大学内部の意思決定システムをはじめとしたガバナンス体制についての監査を強化する。

- ・ガバナンス体制に関する法人監事の監査を支援するため、積極的に情報提供を行う。

エ 教員の教育活動や研究成果、地域・社会貢献活動など教員に係る情報を一括して収集整理し、研究者データベースを構築するとともに、社会的ニーズに対応した方法で公表する。

- ・地域・社会貢献活動に参加する教職員及び学生の具体的な取組の実態を収集整理し、地域・社会貢献白書の発刊を行うとともにホームページ等で広く公表する。
- ・研究者データベース（リサーチマップ）に最新情報を入力するよう徹底する。

オ 機能的な業務運営を行うために、情報の共有化・一元化についての点検及び見直しを行い、教育研究組織と事務組織の協働体制を強化する。

- ・情報の共有化、一元化のための学内データのルールを整備するとともに、学内システムの仕様を設計する。

カ 入試事務の合理化を図るため、入学試験のウェブ出願を導入する。

- ・志願者・事務局双方の利便性をさらに追求するとともに、委託事業者と協力してシステムの安定した運用に努める。

(2) 人事の適正化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 教職員の意欲向上や教育研究の質的向上を図るため、人事評価制度の再検討に向けた調査・研究を行う。

- ・人事評価制度について、これまでに実施した他大学等への調査による分析結果を整理し、成果を共有する。

イ 教職員のライフスタイルの多様性を尊重し、よりよい職場環境を整備する。事務職員においては、時間外勤務の削減と有給休暇取得率の向上を目指し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できるよう働き方の改革に取り組む。

- ・事務職員の時間外勤務時間の削減と有給休暇取得率の向上に取り組む。

ウ 大学職員としての能力向上のため、SD（スタッフ・ディベロップメント）研修内容の充実を図る。

- ・業務の高度化・複雑化する課題に対応していくための職員研修を行う。

エ 事務職員の外国語運用能力向上のため、各種研修や外国語運用能力試験の受験などを促進し、グローバル化の進展に対応した人材養成に取り組む。

- ・職員版「イングリッシュ・カフェ」を実施するとともに、外国語運用能力試験の受験を通じて、受講者の語学力の習得状況を確認する。

オ 長期間にわたる経験、蓄積を必要とする教務、入試、キャリア支援等の部門は、プロパー職員が主力になって担えるよう、重点的な職員の配置を行う。

- ・大学事務職員の専門的知識を向上させる研修を実施する。また、勤務経験に基づく専門知識の蓄積が重要となる入試・教務・キャリア支援部門において、事務局全体の人員も考慮しつつ、プロパー職員を優先的に配置する。

5 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 外部資金の獲得、自己収入の増加に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 科学研究費助成事業の本学教員採択者の割合が研究代表者30%、分担者を含め50%を超えることを目標として、申請書レビューやアドバイザー制度等の支援体制を整備し、外部資金の一層の獲得を推進する。

- ・競争的資金獲得支援システムを導入した結果検証を行い、更なる支援体制の強化を図る。

イ 他大学の先進的な取組、効果的な取組等について情報を収集し、本学の研究に効果的な取組を導入するとともに、研修等を実施し教職員のスキルアップを図る。

- ・外部資金獲得に向けた先進的かつ効果的な取組を推進するための情報を収集するとともに、教職員のスキルアップを図るための研修を実施する。

(2) 経費の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 経営戦略の視点から、教育基盤の整備や各事業実施の優先順位を明確にし、効果的な予算配分を行う。

- ・事業の統廃合を検討し、新規事業や重点事業に予算を配分する。

イ 管理経費について定期的に状況を把握し、効果的な執行を図る。

- ・委託先や契約内容等の見直しを行い、業務内容の削減等により管理的経費を縮減する。

(3) 資産の管理運用の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 大学資産の利活用状況を調査し、その結果に基づいて共用・用途変更などを進める。

- ・施設の利活用方法を見直し、可能なものから順次共用、用途変更などを実施する。

6 自己点検及び自己評価並びに情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 自己点検・自己評価に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 法人の経営及び財務状況並びに大学の教育、研究及び地域貢献に対する自己点検・自己評価を明確な根拠資料に基づいて実施し、その結果について公表するとともに、P D C Aサイクルを展開する。

- ・ I R（インスティテューショナル・リサーチ）を活用した評価実務を確立し、効率的なP D C Aサイクルを展開する。

(2) 情報公開の推進及び広報活動に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 開かれた大学、顔の見える大学を実現するとともに、本学の多様なステークホルダーの期待に応えるため、広報チャンネルを整備し、機動的かつ戦略的な広報活動を展開する。

- ・ 広報戦略に基づき、効果的な広報活動を展開するとともに、その効果について分析・検証を行い、新規戦略を策定する。
- ・ これまでの検討を踏まえ、後援会、同窓会に対する広報活動を行う。
- ・ ホームページのコンテンツを見直し、大学の特色・強みをより効果的に発信する。
- ・ S N Sによる発信、動画コンテンツの拡充に加え、エリアやターゲットに合わせ、I C Tや従来型の紙媒体を使い分けた効果的な広報を行う。

イ 外部機関による評価結果等への対応策について公表し、説明責任を果たす。

- ・ 市法人評価委員会の評価結果及びその対応状況等について公表する。

7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

(1) 施設設備の整備、維持管理に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 中長期的な施設の整備計画を策定し、必要性の高い施設の早期着工を目指す。

- ・ 施設の長寿命化計画（個別施設計画）を踏まえた施設整備、施設更新に向けた協議を進める。

イ 既存施設や設備の適切な維持補修を行い、ライフ・サイクル・コストの縮減を図る。

- ・ 施設・設備の安全性及び教育研究活動への影響の面から維持補修計画を見直し、必要な予防修繕を行う。

ウ 教育用PCの利用環境や大学事務運営に係る情報基盤関連について、計画的に整備・更新を行う。

- ・学内における情報機器の効果的な利活用のため、OSやソフトを順次最新のものへ更新し、ハードウェアについては、利便性や効率性等の総合的な視点をもって計画的に更新作業を進める。また、学生のPC必携化への環境整備を図るため、学内無線LANの利用環境を拡充する。

エ 知識のライフサイクル（創出、応用、保存、普及）の場である図書館において、快適な利用環境の向上を図るとともに、情報資源の拡充と設備の改善を進める。

- ・電子ジャーナル・データベース・電子書籍などについて、利用状況・費用面などから点検し、オンラインによるサービスの充実を図る。

（2）法令遵守体制の充実と研究の健全化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 学内諸規程を含めた法令遵守の徹底及び危機管理体制の充実及び強化を行う。

- ・法令遵守を徹底するため、学内諸規程の周知や法制執務に関する研修等を継続して行う。
- ・現状に即し、危機管理ガイドラインのメンテナンスを行う。

イ 情報セキュリティポリシーに基づき、情報管理を徹底し、適時点検する体制を整備する。

- ・情報セキュリティ委員会において、高崎経済大学情報セキュリティ研修等実施計画の策定及び社会情勢の変化を考慮して情報セキュリティポリシーの見直しを行う。また、情報セキュリティに関する意識啓発のため全教職員への研修を実施し、高崎経済大学情報セキュリティ緊急時対応計画等の周知を図り、セキュリティリスクに備える。

ウ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に即し、学内関係規程の整備、不正防止計画の見直し、倫理教育の強化等による不正を事前に防止する体制を整備する。

- ・競争的資金等の不正を未然に防ぐため、文部科学省のガイドラインの改正に併せて整備した学内規程を適切に運用するとともに、教職員や学生に対して研究倫理教育を徹底する。

エ 快適な教育研究環境と労働環境づくりのため、安全衛生研修の実施や安全衛生管理体制を強化する。

- ・衛生委員会による職場巡視の指摘事項を的確に把握し、施設修繕・改善につなげる。また、教職員の心身の健康維持、増進を図るための安全衛生教育研修を実施する。

(3) 人権尊重に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 人権侵害を防止するため、適切な相談環境及び事後対応体制を整備し、研修を通じて意識の啓発を行う。

- ・ハラスメントに関する研修を行い、教職員の自覚を促し、ハラスメント行為の発生を防止する。また、発生時にはハラスメント防止対策委員会や相談室を中心に、相談ごとに迅速かつ適切な対応に努めるとともに、委員会や相談室の運用のさらなる改善に努める。

(4) 環境への配慮に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 省エネルギー対策の推進により、光熱水費の節減を図る。

- ・電気・水道使用量の公表など、継続的に省エネルギー対策に取り組む。

イ 二酸化炭素排出量削減に向け、高効率設備機器への更新を行う。

- ・エネルギー効率の調査結果に基づき、照明・空調機器を高効率機器へ順次更新する。

(5) 後援会、同窓会との連携に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 「オール高経」の力の結集・発揮に向けて、後援会や同窓会との定期的な情報交換を行う。

- ・後援会、同窓会との意見交換を密にし、実現可能な事業を検討する。

イ 各種行事において、後援会、同窓会、大学の三者の連携を強化するとともに、卒業生との結びつきを強化するため、ホームカミング日の継続的開催など、卒業生が大学を身近に感じることができる機会の増加を図る。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、ホームカミング日を計画・開催し、参加者の拡大につながるようなイベントを実施する。
- ・卒業生が大学行事に参加できる機会を創出する。

8 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算 (令和4年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5 3 0
授業料等収入	2, 5 0 7
受託研究等収入	2 0
補助金	1
その他収入	6 6
計	3, 1 2 4
支出	
教育費	6 5 0
研究費	1 0 7
教育研究支援費	1 3 9
人件費	2, 0 1 7
一般管理費	1 9 1
施設整備費	0
受託研究等経費	2 0
計	3, 1 2 4

(2) 収支計画 (令和4年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	3,188
経常費用	3,188
業務費	2,792
教育経費	570
研究経費	107
教育研究支援経費	78
受託研究等経費	20
人件費	2,017
一般管理費	175
財務費用	0
減価償却費	221
臨時損失	0
収益の部	3,188
経常収益	3,188
運営費交付金収益	530
授業料収益	2,098
入学金収益	268
検定料収益	113
受託研究等収益	20
財務収益	0
雑益	67
資産見返負債戻入	92
資産見返運営費交付金等戻入	71
資産見返物品受贈額戻入	21
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

(3) 資金計画 (令和4年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	2,905
投資活動による支出	27
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	399
資金収入	
業務活動による収入	2,932
運営費交付金	530
授業料収入	1,934
入学金収入	268
検定料収入	113
受託研究等収入	20
雑入	67
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	399

9 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

3億円

(2) 想定される理由

事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることがあり得る。

10 不要財産の処分

なし

1 1 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

1 2 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、翌年度以降の教育研究の質の向上並びに学生支援、組織運営及び施設設備の充実に充てる。

1 3 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

(1) 積立金の使途

なし

(2) その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし